

昭和五十五年法律第六十五回

農業経営基盤強化促進法

目次

第一回 総則（第一条～第四条）	農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等
第二回 農業経営基盤強化促進基本構想（第五条～第六条）	農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等
第三回 農地中間管理機構の事業の特例等（第七条～第十二条）	農地中間管理機構の事業の特例等
第四回 農業経営改善計画及び青年等就農計画等（第十三条～第十七条）	農業経営改善計画及び青年等就農計画等
第五回 農業経営改進計画（第十八条～第十九条）	農業経営改進計画
第六回 青年等就農計画（第十四条～第十五条）	青年等就農計画
第七回 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等（第十六条～第十七条）	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等
第八回 認定農業者等への利用権の設定等の促進（第十八条～第十九条）	認定農業者等への利用権の設定等の促進
第九回 農業経営発展計画（第二十条～第二十一条）	農業経営発展計画
第十回 農業経営基盤強化促進事業の実施等（第二十二条～第二十三条）	農業経営基盤強化促進事業の実施等
第十一年 農業経営基盤強化促進事業の実施（第十七条）	農業経営基盤強化促進事業の実施
十二回 利用権の設定等の促進（第十八条～第十九条）	利用権の設定等の促進
十三回 委託を受けた農作業の実施の促進（第二十二条～第二十三条）	委託を受けた農作業の実施の促進
十四回 農用地利用改善事業の実施の促進（第二十四条～第二十五条）	農用地利用改善事業の実施の促進
十五回 農用地利用改進事業の実施の促進（第二十六条～第二十七条）	農用地利用改進事業の実施の促進
十六回 罰則（第三十五条）	罰則
附則	附則

の農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(責務)

国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう農業経営基盤の強化を促進するため、農業生産の基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の導入、農業に関する研究開発及び技術の普及その他関連施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

第二回 農業経営基盤の強化の実施

農業経営基盤の強化を促進するための措置は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、かつ、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として実施するものとする。

(定義)

この法律において「農用地等」とは、第二十二条の九を除き、次に掲げる土地をいう。

一 農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定による）、不耕作（同法第二百三十条第一項の規定による）、耕作若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」と総称する。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは家畜の放牧の目的に供される土地

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

三 農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地を除く。）

四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

五 雜則（第二十九条～第三十四条）

六 罰則（第三十五条）

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うよう農業構造を確立することが重要であることにからんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これら

及び技能を有するものとして農林水産省令で定めるもの

三 前二号に掲げる者が役員の過半数を占める法人で、農林水産省令で定める要件に該当するもの

四 この法律において「農業経営基盤強化促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一 第十九条第一項に規定する地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）及び第七条各号に掲げる事業の実施による農用地についての利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより得られる使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業の委託（以下「利用権の設定等」という。）を促進する事業（これと併せて行う事業で、第一項第二号から第四号までに掲げる土地についての利用権の設定等を促進するものも含む。）

二 農用地利用改善事業（農用地に関し権利を有する者の組織する団体が農用地の利用に関する規程で定めるところに従い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する事業をいう。以下同じ。）の実施を促進する事業

三 前二号に掲げる事業のほか、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業その他の農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

四 基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

五 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

六 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）及び農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならぬ。ただし、都道府県機構については、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

(農業経営基盤強化促進基本方針)
第一条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

二 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社會的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的方向

二 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

三 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とするべき農業経営の基本的指標

四 農業を担う者の確保及び育成を図るために講ずることを目的とする

五 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

六 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

7 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しな

(農業経営基盤強化促進基本構想)
ければならない。

第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の足進こ関する基本的な構

前回総合基盤の引出の仕組について、基本的構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定め
る。この二点。

るものとする

二 農業經營の規模 生産方式 経営管理の方
法、農業従事の態様等に関する営農の類型ご

三 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方 との効率的かつ安定的な農業経営の指標

法、農業從事の態様等に関する當農の類型ごとの新たに農業經營を嘗もうとする青年等が

四 目標とすべき農業経営の指標、前二号に掲げる事項のほか、農業を担う者

五 の確保及び育成に関する事項

する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する

六、農業生産基盤強化促進事業(二回)一九八二年度
事項

六 農業經營基盤強化促進事業に関する次に擇げる事項

イ 第十八条第一項の協議の場の設置の方
法、第十九条第一項に規定する地域計画の

区域の基準その他第四条第三項第一号に掲げる事業に関する事項

口 農用地利用改善事業の実施の単位として
適当であると認められる区域の基準その他

農用地利用改善事業の実施の基準に関する 事項

八 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの足進その他の委託を受けて行う農作

二 その地農林水産省令で定める事項
業の実施の促進に関する事項

3
二、その個別化が産省令で定める事項
基本構想は、基本方針に即するとともに、前
幾日頃に規定する計画との調和を果たし、こ

第四項は規定する語画との訳和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農

5 業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

ころにより、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、都道府県知事（当該市町村の区域内に第十三条の二第七項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた農業経営改善計画に基づき農業経営を営み、又は営もうとする者があるときは、都道府県知事及び農林水産大臣）に当該基本構想の写しを送付しなければならない。

第二節 農地中間管理機構の事業の特例等

（農地中間管理機構の事業の特例）

第七条 農地中間管理機構は、基本方針に第五条第三項に規定する事項が定められたときは、農地中間管理事業のほか、次に掲げる事業を行う。

一 農用地等を買い入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下この条において「農地売買等事業」という。）

二 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対する当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十三条第一項の規定による変更後のもの。次条第三項第二号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。第三章の二において同じ。）に対し農地売買等事業により買入された農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

四 農地売買等事業により買入された農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならぬ。

事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に関する農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

都道府県知事は、事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう前条各号に掲げる事業を実施すると認められること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

四 都道府県知事は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を公告しなければならない。

五 農地中間管理機構は、事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めることにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

六 前条第三項及び第四項の規定は事業規程の変更について、同項の規定は事業規程の廃止について準用する。

(承認の取消し)

第十一条 都道府県知事は、農地中間管理機構が次条の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による承認を取り消すことができる。

二 農地中間管理機構が次条第一項の規定により消されたとき。

三 農地中間管理機構が次条第一項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第四条の規定による指定を取り消されたとき。

四 都道府県知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

い。

農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ

（事業計画等）

2 進行するときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

5 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

二 支援法人が第十一条の八の規定による報生をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 支援法人が前条の規定による命令に違反したときは、

農林水産大臣は、前項の規定により指定を取消したときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第三節 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等

（農業経営・就農支援センター）

第十一條の十一 都道府県は、その区域内において農業を担う者の確保及び育成を図るために、次に掲げる業務を行う拠点（次条第一項において「農業企全管」又は「農業企全管」の委託によるもの。）。

の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置及び業経営の円滑な継承のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助 第十四条の五第二項に規定する認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助 前二号に掲げる措置のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報の収集、農業を担う者に対する農用地についての利用権の設定等、農業の技術又は経営方法の習得及び農業経営の確立の支援その他の措置 第三章 農業経営改善計画及び青年等就農

農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならぬ。
(業務)

第十一条の六 支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（農業経営者・就農支援センター」といふ）としての機能を担う体制を整備するものとする。
一 経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承及び農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立等）を含む。

第一節 農業經營改善計画

(農業經營改善計画の認定等)

うものとする。

一 農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業その他の農地保有の合理化に関する事業の実施のために必要な資金を借り入れることにより金融機関に対して負担する債務を保証すること。

二 農地中間管理機構に対し、前号に規定する事業の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

三 農地中間管理機構に対し、第一号に規定する事業の実施のための助成を行うこと。

四 第七条各号に掲げる事業に関する啓発普及を行うこと。

五 第七条各号に掲げる事業に関する調査研究を行い、及びこれらの事業に従事する者の研修を行うこと。

2 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十一条の七 支援法人は、債務保証業務を行ふ場合には、農林水産省令で定めるところにより、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならぬ。

(報告微収)

第十一条の八 農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(改善命令)

（農業を担う者の確保及び育成を図るための国）
（農業等希望者を市町村その他の関係者に紹介し、農業経営の開始又は農業への就業のため必要な調整その他の援助を行うこと。）
（農業等希望者との面接の結果、就農等希望者の希望に応じ、当該該者の就農等希望者を除く）をその営む農業に就業させようとする農業者並びにこれらの者の関係者からこの相談に応じ、並びに当該者に対し、農業業経営の開始又は農業への就業に関する情報の提供その他の援助を行うこと。
（次条第一項の規定により提供された情報をもとに）
（農業等希望者を市町村その他の関係者に紹介し、農業経営の開始又は農業への就業のため必要な調整その他の援助を行うこと。）
（農業等希望者の希望に応じ、当該該者の就農等希望者を除く）をその営む農業に就業させようとする農業者並びにこれらの者の関係者からこの相談に応じ、並びに当該者に対し、農業業経営の開始又は農業への就業に関する情報の提供その他の援助を行うこと。
（農業等希望者を市町村その他の関係者に紹介し、農業経営の開始又は農業への就業のため必要な調整その他の援助を行うこと。）

農業經營を當み、又は當もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業經營改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して当該農業經營改善計画が適當である旨の認定を受けることができる。

前項の農業經營改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業經營の現状

二 農業經營の規模の拡大、生産方式の合理化、經營管理の合理化、農業從事の態様の改善等の農業經營の改善に関する目標

三 前号の目標を達成するためとするべき措置

四 その他農林水産省令で定める事項

第一項の農業經營改善計画には、前項第三号の措置として、農畜産物の生産の用に供する施設、農畜産物を原材料として使用する製造又は

六 前各号に掲げる業務に附帶する業務を行つ
る。)。

第十一條の九 農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に

第十一條の十二 国、地方公共団体、農業経営・就農支援センターとしての機能を担う者、農業等の援助

加工の用に供する施設その他の農林水産省令で定める農業用施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができます。

第二十二条の四 支援法人は、農林水産大臣の認可を受け、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

必要な措置をとるべきことを命ずることがができる。
る。

委員会、農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構、農地中間管理機構その他関係者は、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報の収集し、相互に提供するよう努めるものとする。

一 試験地番の農業用施設の種類及び規模その他のこと
二 該農業用施設の整備の内容
三 当該農業用施設の用に供する土地の所在

前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。
(業務規程の認可)

二第一項の規定による指定を取り消すことができる。
一 支援法人が第十一条の三各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施していないと認めるとき。

2 前項に規定する関係者は、相互に連携協力し、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。
一 第十三条第二項に規定する認定計画の達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事者のため

第三 その他の農林水産省令で定める事項
4 第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を當を當み、若しくは當もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する

者が当該農業經營の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。

場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるとき

は、その認定をするものとする。

二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

6 同意市町村は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る農業経営改善計

画に第三項各号に掲げる事項（同項第二号の土地が農用地であり、同項に規定する農業用施設

の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農用地であ

該土地を農用地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目

土地に係る一戸石橋若くは併用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければ

（第一項又は第五条第一項の請求を受けたにればならないものに係るものに限る。）が記載されていらるべきは、当該事項について、わざわざ

れでいるときは、当該事項は、ついであらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければ、こゝに付する。

7 前項の規定による協議は、農業委員会（農業
れはない

委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市

町村にあつては、その長。(以下同じ。)を経由して協議書を送付して行わなければならない。

この場合において、農業委員会は、農林水産省令で定める期間内に、当該協議書に意見を付し

8 て、都道府県知事に送付しなければならない。
農業委員会は、前項の規定により意見を述べ

ようとするとき（第三項第二号の土地に三十アールを超える農地が含まれる場合に限る。）は、

あらかじめ、都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、農業委員会等に関する法

律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでな

い。
前項に定めるもののほか、農業委員会は、
第

七項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県幾箇の意見を聴くこ

10 とができる。
都道府県知事は、第六項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規

定する事項が次に掲げる要件に該当するものとあると認めるときは、同項の同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

11 都道府県知事は、第六項の規定による協議があつた場合（第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。）において、第六項の同意をしようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

12 指定市町村（農地法第四条第一項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）である同意市町村が、第六項に規定する事項が記載されてい農業経営改善計画について第一項の認定をしようとする場合における第五項の規定の適用については、同項中「要件」とあるのは、「要件及び第十項各号に掲げる要件」とする。この場合においては、第六項の規定は、適用しない。

13 指定市町村である同意市町村が、第六項に規定する事項が記載されている農業経営改善計画について第一項の認定をしようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならない。この場合には、第八項及び第九項の規定を準用する。

14 指定市町村である同意市町村が、第六項に規定する事項（第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に係るものに限る。）が記載されている農業経営改善計画について第一項の認定をしようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

15 同意市町村は、農業経営改善計画の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るように努めるものとする。

2 同意市町村は、前条第一項の認定による変更の認定がなされたときは、その変更後のもの。以下「認定農業者による同条第四項に規定する者（第十四条の二）において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業経営を改善するためによるべき措置を講じていないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第五項から第十四項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する（数市町村にわたる事項の処理等）

第十三条の二 二以上の同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者が農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受ける場合には、前二条の規定において同意市町村の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

一 当該二以上の同意市町村の区域が一の都道府県の区域内にある場合 当該都道府県の農林水産大臣

二 前号に掲げる場合以外の場合 農林水産大臣

3 農林水産大臣は、前項の規定により同項の事項を処理する場合には、当該二以上の同意市町村の区域を管轄する都道府県知事から当該二以上の同意市町村に係る基本構想の写しの送付を受けるものとする。

4 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十二条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該二以上の同意市町村の意見を聽かなければならぬ。

5 農林水産大臣が、第十二条第六項に規定する事項が記載されている農業経営改善計画について第一項の規定により同条第一項の認定をしておるとする場合における同条第六項及び第八項から第十項までの規定の適用については、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県」

において、当該都道府県知事等は、当該同意をしようとするときは、農業委員会の意見を聴くを聽かなければならない。」と、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは、「第六項」と、同条第十項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事等」とする。この場合においては、同条第七項及び第十一項から第十四項までの規定は、適用しない。

5 都道府県知事が、第十二条第六項に規定する事項（同条第三項第二号の土地が指定市町村の区域内にあるものに係るものに限る。）が記載された農業経営改善計画について第一項の規定により同条第一項の認定をしようとする場合における同条第六項及び第八項から第十一項までの規定の適用については、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該指定市町村の長は、当該同意をしようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならぬ。」と、同条第八項中「第七項」とあるのは「第六項」と、同条第十項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、「ならない」とあるのは「ならない。」とあるのは、「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは、「第六項」と、同条第十二項及び第十三項の規定により同条第一項の認定をしようとする場合における同条第五項、第十三項及び第十四項の規定の適用については、同条第五項中「要件」とあるのは「要件及び第十項各号に掲げる要件」と、同条第十三項及び第十四項中「指定市町村である同意市町村」とあるのは「都道府県知事」とする。この場合においては、同条第六項及び第十二項の規定は、適用しない。

6 都道府県知事が、第十二条第六項に規定する事項（同条第三項第二号の土地が指定市町村の区域内にあるものに係るもの除外。）が記載された農業経営改善計画について第一項の規定により同条第一項の認定をしようとする場合における同条第五項、第十三項及び第十四項の規定の適用については、同条第五項中「要件」とあるのは「要件及び第十項各号に掲げる要件」と、同条第十三項及び第十四項中「指定市町村である同意市町村」とあるのは「都道府県知事」とする。この場合においては、同条第六項及び第十二項の規定は、適用しない。

7 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十二条第一項の認定又は前条第二項の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該二以上の同意市町村にその旨を通知しなければならない。

欄のチ又はナに掲げる資金であつて、認定農業者が認定計画に従つて第十二条第三項第三号の措置を行うのに必要なものの据置期間は、同法第十二条第三項の規定にかかわらず、同欄のチに掲げる資金であつては二十年を超えない範囲内で、同欄のナに掲げる資金であつては二十五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める期間とする。

(農地法の特例)

第十四条 認定農業者が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する農業用施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

認定農業者が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する農業用施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにするためには、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

(公庫の資金の貸付けについての配慮)

第十四条の三 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)は、認定農業者が認定計画に従つて行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。

(青年等就農計画の認定)

同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等(新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの(次年等)という。)を含み、認定農業者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の開始の時における農業経営の状況(既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状)

二 農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標

三 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

四 第四条第一項第一号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項

五 その他の農林水産省令で定める事項

前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(公庫が行う貸付け)

第十四条の六 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項若しくは第三項若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができると、同法別表第二十九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項」号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」と、同法別表第二十九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。

前条第三項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項並びに第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「この法律又はこの法律」とあるのは「この法律若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他金融機関で政令で定めるものをいう。第十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他金融機関で政令で定めるものをいう。第十四年法律第八号第二項において同じ。)に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。

前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項各号の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項第六十五号)又はこれらの法律」と、同法第十九条第一項第八号中「(イ、ロ又はニに定める法律又はこの法律」とあるのは「この法律若しくは農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)又はこれらの法律」と、同法第十九条第一項第八号中「(イ、ロ又はニに定める法律又はこの法律」とあるのは「この法律若しくは農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する認定就農者(イ、ロ若しくはニに定める者又は当該認定就農者」と、同法第十九条第一項に規定する認定就農者(イ、ロ若しくはニに定める者又は当該認定就農者」と、同法第十九条第一項中「の業務」とあるのは「の業務及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び農業経営基盤強化促進法」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とす

(貸付金の利率、償還期限等)

第十四条の七 前条第一項第一号の貸付けは、無

利子とし、その償還期限(据置期間を含む。次

条第一項において同じ。)は十七年以内、据置

期間は五年以内で公庫が定める。

き、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同様第二項第二号の目標を達成するためによるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

認定就農者が第十二条第一項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第一項の認定は、その効力を失う。

前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(公庫が行う貸付け)

第十四条の六 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項若しくは第三項若しくは第二十一条に規定する業務並びに第十二条第一項第五号と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項」号と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第五号」と、同法第五十九条第一項第一項に規定する業務並びに第十二条第一項第五号と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項」号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」と、同法別表第二十九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。

前条第三項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九

条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項

第六十五号)又はこれらの法律」と、同法第

十九条第一項第八号中「(イ、ロ又はニに定める

法律又はこの法律」とあるのは「この法律若しくは農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する認定就農者(イ、ロ若しくはニに定める者又は当該認定就農者」と、同法第十九条第一項に規定する認定就農者(イ、ロ若しくはニに定める者又は当該認定就農者」と、同法第十九条第一項中「の業務」とあるのは「の業務及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び農業経営基盤強化促進法」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とす

(貸付金の利率、償還期限等)

第十四条の七 前条第一項第一号の貸付けは、無

利子とし、その償還期限(据置期間を含む。次

条第一項において同じ。)は十七年以内、据置

期間は五年以内で公庫が定める。

前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(公庫が行う貸付け)

第十四条の六 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項若しくは第三項若しくは第二十一条に規定する業務並びに第十二条第一項第五号と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項」号と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第五号」と、同法第五十九条第一項第一項に規定する業務並びに第十二条第一項第五号と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項」号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」と、同法別表第二十九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。

前条第三項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九

条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項

第六十五号)又はこれらの法律」と、同法第

十九条第一項第八号中「(イ、ロ又はニに定める

法律又はこの法律」とあるのは「この法律若しくは農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する認定就農者(イ、ロ若しくはニに定める者又は当該認定就農者」と、同法第十九条第一項に規定する認定就農者(イ、ロ若しくはニに定める者又は当該認定就農者」と、同法第十九条第一項中「の業務」とあるのは「の業務及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び農業経営基盤強化促進法」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とす

(貸付金の利率、償還期限等)

第十四条の七 前条第一項第一号の貸付けは、無

利子とし、その償還期限(据置期間を含む。次

条第一項において同じ。)は十七年以内、据置

期間は五年以内で公庫が定める。

(融資機関が行う貸付け)

第十四条の八 公庫が行う第十四条の六第一項第二号の貸付けは、無利子とし、その償還期限は十八年以内、据置期間は六年以内で公庫が定めて準用する。

2 前条の規定は、融資機関が行う第十四条の六第一項第二号の青年等就農資金の貸付けについて準用する。

(政府が行う利子補給)

第十四条の九 政府は、公庫が第十四条の六第一項各号の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。以下同じ。)を公庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十年度以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高(当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高)につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例)

第十五条 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄の口に掲げる資金であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要なものの据置期間は、同法第十二条第四項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める期間とする。

第三節 認定農業者等への利用権の設定

等の促進

第十六条 同意市町村の農業委員会は、認定農業者は認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があつた場合には、

当該申出の内容(当該申出の内容が第十九条第一項に規定する地域計画の区域内の農用地に係るものである場合には、当該申出の内容及び当該地域計画の内容)を勘案して認定農業者又は

認定就農者に対する利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

第三章の二 農業経営発展計画

(農業経営発展計画の認定等)

第十六条の二 農地所有適格法人(株式会社であるものに限る。以下この項及び次条第三項第一号において同じ。)であつて次に掲げる要件に該当するものは、農林水産省令で定めるところにより、物資又は役務の取引(当該農地所有適格法人が、その農業経営に必要な物資の供給若しくは役務の提供を受け、又はその農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を行なうものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の相手方から出資を受け、かつ、当該物資又は

役務の取引の推進その他必要な措置を講ずることにより当該農地所有適格法人の農業経営の発展を図るための計画(以下この章において「農業経営発展計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その農業経営発展計画が適当である旨の認定を受けることができる。

1 第十二条第一項の認定を受けている又は受けたいた期間が、五年を下らない農林水産省令で定める期間以上であること。

2 第十九条第一項に規定する地域計画(第三項第一号において単に「地域計画」という。)に農業を担う者として記載されている者であることを、農林水産大臣に提出して、その農業経営発展計画が適当である旨の認定を受けることができる。

3 その定款において、次に掲げる事項を定めていること。

イ その耕作又は養畜の事業に供すべき農地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転し、又はその耕作又は養畜の事業に供すべき農地を農地以外のものにする決定は、株主総会の決議によらなければならないこと。

ロ その取締役の選任若しくは解任の決定又はイに規定する決定についての株主総会の決議は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百九条第二項に定める決議によらなければならぬこと。

2 農業経営発展計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 売上高の増加、収益性の向上等の農業経営の発展に関する目標

二 前項第二号に規定する物資又は役務の取引の相手方の営む事業の内容その他の当該相手方に関する事項

三 物資又は役務の取引の相手方から現に受けている出資の額及び受けようとする出資の額

四 その他当該相手方からの出資に関する事項

五 物資又は役務の取引の推進その他第一号に掲げる目標を達成するためるべき措置

六 前項の認定を受けようとする者が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有している農用地に関する次に掲げる事項

イ 当該農用地の所在、地番、地目及び面積

ロ 当該農用地についてこれらの権利を設定し、又は移転しようとする場合にあつては、これらの権利を設定し、又は移転しようとする農用地の所在、地番、地目及び面積

ハ 当該農用地のうち農地であるものを農地以外のものにしようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ (1) 当該農地以外のものの用に供しようとする農地の所在、地番、地目及び面積

ロ (2) 当該農地以外のものの用に供しようとする農地の所在、地番、地目及び面積その他の内容

ハ 当該農用地の所在、地番、地目及び面積

ロ (1) 当該農用地に規定する農用地

ハ 当該農用地の所在、地番、地目及び面積

ロ (2) に規定する農用地

ハ 当該農用地に規定する農用地

ロ (2) の所在、地番、地目及び面積

一 第一項の認定を受けようとする者が農業を担う者として記載されている地域計画の達成に資するものであること。

二 前項第二号に規定する物資又は役務の取引の相手方が第一項の認定を受けようとする者の農業経営の健全な発展に資するものとして農林水産省令で定める要件に該当する者であること。

三 前項第三号及び第四号に掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を達成するために適切なものであること。

四 前項第四号に掲げる措置が継続的に講じられる見込まれることその他の農林水産省令で定める基準に適合していること。

五 前項第五号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していること。

イ 第一項の認定を受けようとする者が前項第五号に規定する農用地のうち耕作又は養畜の事業に供すべきものの全てを適正に利用していること。

ロ 前項第五号及びハに掲げる事項がその農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものであること。

シ その他農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に適合していること。

エ 第一項の認定を受けようとする者が前項第五号に規定する農用地のうち耕作又は養畜の事業に供すべきものの全てを適正に利用していること。

オ 前項第五号及びハに掲げる事項がその農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものであること。

カ その他農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に適合していること。

メ 第一項の認定を受けようとする者が前項第五号に規定する農用地のうち耕作又は養畜の事業に供すべきものの全てを適正に利用していること。

リ その他農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に適合していること。

シ その他農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に適合していること。

エ その他農業委員会は、前項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規定する事項について、あらかじめ、農業委員会に協議し、その同意を得なければならない。

オ その他農業委員会は、前項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規定する事項が農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

メ 第一項の認定を受けようとする者が前項第五号に規定する農用地のうち耕作又は養畜の事業に供すべきものの全てを適正に利用していること。

リ その他農業委員会は、前項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規定する事項が農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

シ その他農業委員会は、前項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規定する事項が農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

エ その他農業委員会は、前項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規定する事項が農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

第二節 利用権の設定等の促進

(農業者等による協議の場の設置等)

第十八条 同意市町村は、自然的経済的社會的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適當であると認められる区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、定期的に、又は時に応じて、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

2 同意市町村は、前項の協議に當たつては、当該協議が行われる区域内で農用地を保有し、又は利用する者の理解と協力を得るため、農用地等に関する地図を活用した当該者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地域農業經營基盤強化促進計画)
第十九条 同意市町村は、政令で定めるところにより、前条第一項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業經營基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域計画」という)を定めるものとする。

2 地域計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域計画の区域

一二 前号の区域における農業の将来の在り方

三 前号の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

四 農業者その他の第一号の区域の関係者が前号の目標を達成するためのべき農用地の利用關係の改善その他必要な措置

三 同意市町村は、地域計画においては、前項第三号の目標として同項第一号の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示するものとする。

4 地域計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 基本構想に即するとともに、第五条第四項に規定する計画との調和が保たれたものであること。

二 効率的かつ安定的な農業經營を営む者に対

する農用地の利用の集積、農用地の集團化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

5 同意市町村は、地域計画を変更するものとするときは、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならぬ。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

6 同意市町村は、地域計画を変更するものとするときは、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならぬ。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

7 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域計画の案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供せなければならない。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、当該同意市町村に意見書を提出することができる。

8 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に当該地域計画の写しを送付しなければならない。

(計画の素案の提出等の協力)

第二十条 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(前条第六項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、農業委員会に対し、地域計画のうち同条第三項の地図の素案を作成し、当該同意市町村に提出するよう求めるものとする。

2 前項の規定による求めを受けた農業委員会は、当該求めに係る区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、同項の素案を作成するものとする。

3 農業委員会は、第一項の素案を作成するための基本構想に即するとともに、第五条第四項に規定する計画との調和が保たれたものであること。

に係る区域外において農業經營を営む者であつて当該区域内の農用地について借受けを希望するものに關する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 第一項の素案の提出を受けた同意市町村は、当該素案に基づいて地域計画を作成するものとする。

(農業委員会による利用権の設定等の促進)

当該素案に基づいて地域計画を作成するものとする。

第二十一条 同意市町村の農業委員会は、地域計画の区域内において、当該地域計画の達成に資するよう、当該区域内の農用地等について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下「所有者等」という)に対し、当該農用地等について農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促すものとする。

2 地域計画の区域内の農用地等の所有者等は、当該農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行ふように努めるものとする。

第二十二条 同意市町村の農業委員会は、地域計画の区域(第二十二条の四第一項に規定する地域計画の区域を除く。)内の農用地の所有者から当該農用地の所有権の移転についてあつせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地についての農地中間管理機構を含めた利用関係の調整において地域計画の達成に資するよう利用権の設定等を行うことが困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業經營を営む者に対する農用地の利用の集積を図るために當該農地中間管理機構による買入を受けた場合において、地域計画の達成に資するものとする。

第二十二条の三 同意市町村の農業委員会又は農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内の農用地等の所有者等は、同意市町村に対し、農業上の利用が行われる農用地等の区域の全部又は一部の区域(農用地区域内に限る。以下「対象区域」という。)の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため対象区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等が必要であると認めるときは、当該対象区域内の農用地等について当該農用地等の所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨その他農林水産省令で定める事項を地域計画に定めることを提案することができる。

2 前項の規定による提案は、農地中間管理機構及び当該提案に係る対象区域内の農用地等の所有者等の三分の一以上同意を得て、農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、第一項の申出があつた日から起算して三週間以内に、これを行ふものとする。

4 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る農用地の買入れの協議を拒んではならない。

5 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

6 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

7 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

8 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

9 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

10 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

11 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

12 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

13 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

14 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

15 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

16 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

17 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

18 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

19 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

20 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

21 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

22 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

23 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

24 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

25 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

26 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

変更しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 第一項に規定する事項が定められている地域計画（当該事項に係る部分に限る。）の有効期間は、政令で定める。

第二十二条の四 前条第一項に規定する事項が定められている地域計画の区域（対象区域内に限る。）内の農用地等の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地等について農地中間管理機構以外の者に対し、利用権の設定等（農作業の委託を除く。以下この条において同じ。）を行つてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として利用権の設定等を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

2 農地中間管理機構は、前項に規定する農用地等の所有者等から当該農用地等について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつたときは、当該利用権の設定等を受けるものとする。

3 農地中間管理機構は、前項の規定による申出（利用権の設定に係るものに限る。）を行つた農用地等の所有者等から当該農用地等について同時に利用権の設定を受けたい旨の申出があつた場合であつて、当該利用権の設定により地域計画の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるときは、必要と認められる期間の範囲において、当該利用権の設定を行ふものとする。

4 第二項の規定により利用権の設定等を行いう場合における当該利用権の設定等の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

（地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の決定）

第二十二条の五 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定に基づき、地域計画の区域内の農用地等について農用地利用集積等促進計画を定めるに当たっては、当該農用地利用集積等促進計画が地域計画の達成に資することとなるようになければならない。

（土地改良法の特例）

第二十二条の六 都道府県が土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合における同項第一号及び第二号並びに同条第三項及び第四項並びに同法第八十六条第一項、第十七項及び第十八項、第九十二条の二第六項第一号並びに第九十二条の二第六項第一号並びに同法第八十七条の三第二項若しくは第八十一条第六項の同意をするとき、又は前項の規定により読み替えて適用する同法第八十七条の三第四項の規定により土地改良事業を行うべき

二号並びに同条第三項及び第四項並びに同法第八十八条第五項、第十七項及び第十八項、第九十二条の二第六項第一号並びに第九十二条の二第六項第一号並びに同法第八十七条の三第二項第一号中「有する」とあるのは「有し、又は農業の經營若しくは農作業（以下「農業經營等」という。）の委託を受けている」と、同項第三号中「又は残存期間」とあるのは「若しくは残存期間又は当該公告があつた日において委託を受けている農業經營等の全てに係る委託の期間」と、同条第三項中「貸し付けている」とあるのは「貸し付け、又はその農業經營等に係る委託を受けている事業施行地域内農用地の農業經營等の委託をしている」と、「貸付け」とあるのは「貸付け又は委託」と、同条第四項中「有する」とあるのは「有し、又は農業經營等の委託を受けている」と、「を貸し付けている」とあるのは「の貸付け又は農業經營等の委託をしている」と、「貸付け」とあるのは「貸付け又は委託」と、同法第八十八条第十五

項第一号中「有する」とあるのは「有し、又は農業經營等の委託を受けている」と、同項第二号中「又は残存期間」とあるのは「若しくは残存期間又は当該公告があつた日における同号の農業經營等の全てに係る委託の期間」と、同条第十七項各号中「又は」とあるのは「若しくは遅滞なく」と、「申請することができるとあるのは「申請しなければならない」とあるのは「申請しなければならない」とある。

（農地法の特例）

第二十二条の七 地域計画の区域として定められている農地について農地法第三十六条第二項の規定による通知がされた場合における同法第三十七条の規定の適用については、同条中「当該勧告があつた日から起算して六月以内に」とあるのは「遅滞なく」と、「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」とある。

2 地域計画の区域として定められている農地について農地法第四十一条第一項の規定による通知がされた場合における同項の規定の適用については、同項中「当該通知の日から起算して四月以内に」とあるのは「遅滞なく」と、「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」とする。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第二十二条の八 地域計画の区域内の一団の農地の所有者は、同意市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農用地区域として定めるべきことを要請することができる。

2 前項の規定による要請に基づき、同意市町村が当該要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一條第三項から第十一項まで（これらの規定を同法第十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第三條に

ことを要請するときは、当該農地中間管理機構は、あらかじめ、当該土地改良事業の施行に係る区域内にある農業の經營又は農作業（次項において「農業經營等」という。）の委託を受けている農用地について同法第三條に規定する資格を有する者の同意を得なければならない。

第一項の場合において、農地中間管理機構は、農業經營等の委託に当たつて、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該農業經營等の委託の相手方に對し、当該土地改良事業が行われることがあることについて説明しなければならない。

第三節 農用地利用改善事業の実施の促進

（農用地利用規程）

第二十三条 農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号の事業を行う農事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。）であつて、第六条第二項第六号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地の所有者等の三分の二以上が構成員となつてゐるのは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。

2 農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために農用地利用規程における基本的な事項

二 農用地利用改善事業の実施区域

三 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

四 認定農業者とその他の構成員との役割分担に関する事項

五 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

六 その他必要な事項

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

二 前項第一号の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

（青年等就農資金の経過措置）
ものについての認定の処分については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前に貸

し付けられた農業

経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号に規定する青年等就農資金及び旧基盤強化法第十四条の六第一項第二号の規定により貸し付けられた融資機関に対する貸付金についての旧基盤強化法第十四条の七（農業経営基盤強化促進法第十四条の八第二項において準用する場合を含む。）及び第十四条の八第一項に規定する期限並びに旧基盤強化法第十四条の九第二項に規定

(罰則に関する経過措置) 定する年限については、なお従前の例による。

第九条 (政令への委任)
附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律、農業經營基盤強化促進法、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則
（令和四年三月三一日法律第七号）抄
第一条 本法律は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年五月二七日法律第五六号抄）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

六

(地域農業経営基盤強化促進計画等に関する経
過措置) 2

経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」といふ。）第五条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針は、施行日から起算して三月を経過する日（その日までに第一条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法（以下「新基盤強化法」といふ。）第五条の規定により当該基本方針が変更され、及び公表されたときは、その公表の日の前日）までの間は、新基盤強化法第五条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針とみなす。

施行日前に旧基盤強化法第六条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（附則第五条第一項において「旧基本構想」という。）は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに新基盤強化法第六条の規定により当該構想が変更され、及び公表されたときは、その公告の日の前日）までの間は、新基盤強化法第六条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（附則第十一条第二項において「新基本構想」という。）とみなす。

（農用地の利用関係の調整等に関する経過措置）

第三条 農用地（旧基盤強化法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。）の所有者は、施行日から起算して二年を経過する日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により当該農用地を含む地域計画（同条第一項に規定する地域計画をいう。附則第五条第一項及び第六条第三項において同じ。）が定められ、及び公告されたときは、その公告の日の前日）までの間は、なお従前の例により新たに旧基盤強化法第十五条第一項の申出をすることができる。

この法律の施行前にされた旧基盤強化法第五条第一項の申出（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた申出を含む。）に係る同条第二項及び旧基盤強化法第六条の規定による調整、要請、通知、協議、譲渡その他の行為については、なお従前の例による。

ができる」と、新基盤強化法第十九条第一項が「定めるものとする」とあるのは「定める」としては「定めるものとする」とする。

(農用地利用集積計画に関する経過措置)

第五条 旧基本構想を定め、又は変更し、及び公表した同意市町村(農業経営基盤強化促進法等)第十二条第一項に規定する同意市町村をいう。(附則第十一条第二項において同じ。)は、施行日から起算して二年を経過する日(その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。附則第十二条第一項及び第二十六条において同じ。)までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができる。

この法律の施行前に旧基盤強化法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画(この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により定められ、及び公告された農用地利用集積計画を含む。附則第十八条において同じ。)については、なおその効力を有するものとし、当該農用地利用集積計画に関する農地における農地所有者以外の者の報告等並びに農地又は採草放牧地の賃貸借の更新及び解約等の制限、旧基盤強化法による勧告、取消し公告及びあつせんその他の行為並びに登記の特例並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理権(同法第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。附則第十八条において同じ。)に係る賃貸借又は使用貸借の解除及び農用地等の利用状況の報告についてはなお従前の例による。

前項の規定によりなおその効力を有するものとされた農用地利用集積計画(この法律の施行前に行われた利用権(旧基盤強化法第四条第三項第一号に規定する利用権をいう。又は所有権の設定又は移転に係る部分を除く。)に関する部分を除く。)に関する権利移動権及び転用の制限並びに農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域(同法第八条第一項第一号に規定する農用地区域をいう。)内における開発行為の制限については、なお従前の例による。

四条第一項の規定による変更の認定を含む。次項及び第三項において同じ。)に係る農用地地利用規程(農業経営基盤強化促進法第二十三条第7項に規定する特定農用地地利用規程(次項において「特定農用地地利用規程」という。)及び旧基盤強化法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地地利用規程を除く。)は、新基盤強化法第二十三条第一項の認定(新基盤強化法第二十四条第一項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。)に係る農用地利用規程とみなす。

この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三条第一項の認定に係る特定農用地地利用規程は、当該特定農用地地利用規程の有効期間の満了の日(その日までに新基盤強化法第二十四条第一項の規定による変更の認定を受けた日)までの間は、新基盤強化法第二十三条第一項の認定に係る特定農用地地利用規程とみなす。

この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三条第一項の認定に係る旧基盤強化法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程については、当該農用地利用規程の有効期間の満了の日(その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画(新基盤強化法第二十二条の三第一項に規定する事項が定められているものに限る。)が定められ、及び公告されたときは、当該農用地地利用規程に係る旧基盤強化法第二十三条の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域のうち、当該地域計画の区域(新基盤強化法第二十二条の三第一項に規定する対象区域内に限る。)については、その公告の日の前日)までの間は、なお従前の例による。

(農業協同組合法の特例に関する経過措置)

第七条 旧基盤強化法第二十八条第一項に規定する者についての農業協同組合法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員たる地位以外の組合員たる地位については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、旧基盤強化法第二十八条第一項に規定する者について準用する。

(罰則に関する経過措置)

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十五条规定 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月二一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(農地法の特例に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の農業經營基盤強化促進法第二十二条の七の規定は、施行日に農業委員会がした農地法第三十六条第二項及び第四十一条第一項の規定による通知に係る農地について適用する。

(政令への委任)
(検討)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)
(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。